

医療資源の少ない地域に配慮した評価及び

対象医療圏の見直し

骨子【I-1(14)】

第1 基本的な考え方

医療資源の少ない地域に配慮した評価については、利用状況が極めて低調であり、その要因として考えられる対象地域に関する要件を見直した上で評価を継続する。

第2 具体的な内容

1. 対象地域に関する要件

- (1) 患者の流出率についての要件を緩和し、医療従事者が少ないこと自体を要件とする。
- (2) 二次医療圏の一部が離島となっている場合についても対象地域に加える。

2. 当該評価に係る保険医療機関の要件

一般病棟 10 対 1 入院基本料を算定している保険医療機関を対象に加える。

現 行	改定案
【別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域】 一 北海道芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町の地域 二 北海道苫小牧市、白老町、安平	【別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域】 一 <u>北海道根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の地域</u> 二 <u>北海道稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町及び利尻富士町の地域</u>

<p>町、厚真町及びむかわ町の地域</p> <p>三 北海道北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町及び置戸町の地域</p> <p>四 北海道帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の地域</p> <p>五 北海道釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の地域</p> <p>六 秋田県大館市、鹿角市及び小坂町の地域</p> <p>七 秋田県由利本荘市及びにかほ市の地域</p> <p>八 山形県米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町及び飯豊町の地域</p> <p>九 山形県鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町の地域</p> <p>十 福島県会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の地域</p> <p>十一 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域</p>	<p>三 <u>北海道日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、及びえりも町の地域</u></p> <p>四 <u>北海道江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の地域</u></p> <p>五 <u>北海道留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町及び幌延町の地域</u></p> <p>六 <u>青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の地域</u></p> <p>七 <u>青森県五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の地域</u></p> <p>八 <u>岩手県宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村及び川井村の地域</u></p> <p>九 <u>岩手県久慈市、普代村、野田村及び洋野町の地域</u></p> <p>十 <u>岩手県花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の地域</u></p> <p>十一 <u>岩手県二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の地域</u></p> <p>十二 <u>岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域</u></p> <p>十三 <u>秋田県北秋田市及び上小阿仁村の地域</u></p> <p>十四 <u>秋田県湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域</u></p> <p>十五 <u>秋田県大仙市、仙北市及び美郷町の地域</u></p> <p>十六 <u>山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の地域</u></p>
--	---

<p>十二 新潟県村上市、新発田市、胎内市、関川村、粟島浦村及び聖籠町の地域</p> <p>十三 新潟県上越市、妙高市及び糸魚川市の地域</p> <p>十四 新潟県佐渡市の地域</p> <p>十五 長野県飯田市及び下伊那郡の地域</p> <p>十六 岐阜県高山市、飛騨市、下呂市及び白川村の地域</p> <p>十七 和歌山県田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町の地域</p> <p>十八 島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の地域</p> <p>十九 岡山県津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町の地域</p> <p>二十 香川県小豆郡の地域</p> <p>二十一 高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の地域</p> <p>二十二 長崎県五島市の地域</p> <p>二十三 長崎県新上五島町及び小値賀町の地域</p> <p>二十四 長崎県壱岐市の地域</p> <p>二十五 長崎県対馬市の地域</p> <p>二十六 熊本県人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村の地域</p> <p>二十七 鹿児島県西之表市及び熊</p>	<p>十七 福島県下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町の地域</p> <p>十八 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域</p> <p>十九 新潟県小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、川口町、湯沢町及び津南町の地域</p> <p>二十 新潟県佐渡市の地域</p> <p>二十一 石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域</p> <p>二十二 福井県大野市及び勝山市の地域</p> <p>二十三 山梨県市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、身延町及び南部町の地域</p> <p>二十四 長野県木曾郡の地域</p> <p>二十五 長野県中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡の地域</p> <p>二十六 愛知県新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域</p> <p>二十七 滋賀県高島市の地域</p> <p>二十八 奈良県五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の地域</p> <p>二十九 島根県雲南市、奥出雲町及び飯南町の地域</p> <p>三十 島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の地域</p>
---	---

<p>毛郡の地域</p> <p>二十八 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域</p> <p>二十九 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域</p> <p>三十 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域</p>	<p>三十一 香川県小豆郡の地域</p> <p>三十二 高知県須崎市、中土佐町、檮原町、津野町及び四万十町の地域</p> <p>三十三 長崎県対馬市の地域</p> <p>三十四 長崎県新上五島町及び小値賀町の地域</p> <p>三十五 長崎県五島市の地域</p> <p>三十六 長崎県杵岐市の地域</p> <p>三十七 熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村の地域</p> <p>三十八 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域</p> <p>三十九 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域</p> <p>四十 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域</p> <p>四十一 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域</p> <p>上記のほか、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第三号に規定する離島の地域に該当する地域</p>
---	---

[経過措置]

平成 28 年 1 月 1 日において現に改正前の厚生労働大臣が定める地域に存在する保険医療機関が、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、なお効力を有するものとする。